



山形県公報

平成27年4月1日(水)

号 外 (11)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 4-5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則) の一部を改正する規則… 2
- 山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 7-4 (山形県教育委員会教育長の営利企業従事の許可を受けなければならない地位を定める規則) ……………… 4
- 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則…… 5

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第4条第1項中「課長補佐」を「課長補佐
専門員」に改める。

第5条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 専門員は、担当事務について課長を補佐し、及び特定事項を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第1行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中「工業技術センター所長」を削り、

「港湾事務所長」を「庄内空港事務所長」に改め、同項職級3の欄中「工業技術センター所長」を削り、「港
庄内空港事務所長」を「港湾事務所長」に改め、同項職級3の欄中「工業技術センター所長」を削り、「港
湾事務所長及び庄内空港事務所長」を「庄内空港事務所長及び港湾事務所長」に、「山形空港事務所副所長」を

「山形空港事務所副所長」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の労働委員会事務局の項職級6の欄中
庄内空港事務所副所長」

「」を「主査」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の収用委員会事務局の項職級5の欄中

「業務名を冠する主査」を「」に改め、同項職級6の欄中「」を「主査」に改め、同表行

政職給料表適用職の人事委員会の人事委員会事務局の項職級2の欄中「次長」を「」に改め、同項職

級4の欄中「副主幹課長補佐」を「副主幹課長補佐専門員」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の本局の項職級1の欄中「」を「理事」に改め、同表研究職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中「環境科学研究所センター所長」を「環境科学研究所センター所長 工業技術センター所長」に改め、同項職級3の欄中「環境科学研究所センター副所長」を「環境科学研究所センター副所長 衛生研究所副所長」に、「室長及び部長」を「部長及び室長」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の病院の項職級6の欄中「主任臨床工学技士」を「主任臨床工学技士 主任言語聴覚士」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の項中

本局							看護師
病院			副院長 看護部長	副看護部長 専門員	業務名を冠する主査 看護師長	係長 主任看護師	職級1から職級6以外の職

を

病院			副院長 看護部長 副看護部長 (総括)	副看護部長 専門員	業務名を冠する主査 看護師長	係長 主任看護師	職級1から職級6以外の職
----	--	--	------------------------------	--------------	-------------------	-------------	--------------

に改める。

別表第3 医師及び歯科医師の職の知事の出先機関の項職級3の欄中

総合療育訓練センターの医長及び科長 衛生研究所の専門研究員 総合支庁の業務名を冠する主査	を	総合療育訓練センターの医長及び科長	に改める。
--	---	-------------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委員 長 安 孫 子 俊 彦

第2条第2号中「公益社団法人山形県観光物産協会」を「公益社団法人山形交響楽協会」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号の前に次の1号を加える。

(10) 地方公共団体金融機構

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委員 長 安 孫 子 俊 彦

第5条第2項中「含む。」を「含む。以下この項、第101条第1項及び第2項並びに第101条の4において同じ。」に、「をいう」を「(学校については教育職給料表の適用を受ける者を除く。)をいう」に改める。

別表第9第4項職員の欄第6号を次のように改める。

(6) 指導又は相談に直接従事することを本務とする職員

別表第9中

校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員、事務職員及び学校栄養職員

を

校長、教頭、養護教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舍指導員、事務職員及び学校栄養職員並びに特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師

に改める。

別表第10中

農林技監
庄内空港事務所長

を

農林技監

に、

職員育成センタ 一	所 長	1 種
	副 所 長	3 種

を

職員育成センタ 一	所 長	1 種
	副 所 長	3 種
	主 幹	4 種

に、

校 長
主 幹

を

校 長

に、

次 長
主 幹

を

次 長

に、

副 所 長	3 種
主 幹	4 種

を

副 所 長 主 幹	4 種 (副所 長のう ち人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)
--------------	---

に、

看護部長

を

看護部長
主 幹

に、

最 上 学 園	園 長	3 種
---------	-----	-----

を

最 上 学 園	園 長	3 種
	主 幹	4 種

に、

「4種
（副場
長のう
ち人事
委員会
と協議
して定
めるも
のにあ
つては
3種）」

を

「4種」

に、

山形空港事務所	所長	1種
	副所長 主幹	4種

を

「

山形空港事務所	所長	1種
	副所長 主幹	4種
庄内空港事務所	所長	1種
	副所長 主幹	4種

に改める。

別表第14イの項の表中

新庄警察署 同	堀内駐在所 赤倉駐在所	1級
------------	----------------	----

を

「

新庄警察署 赤倉駐在所	1級
----------------	----

に改める。

別表第15イの項の表中

同	玉野中学校	
同	常盤中学校	

を

「

同	玉野中学校	
---	-------	--

に改め、同別表ロの項の表中

「

新庄市立昭和小学校	を
鶴岡市立五十川小学校	

「

鶴岡市立五十川小学校	に改める。
------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則7-4（山形県教育委員会教育長の営利企業従事の許可を受けなければならない地位を定める規則）をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則7-4（山形県教育委員会教育長の営利企業従事の許可を受けなければならない地位を定める規則）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項に規定する教育委員会の許可を受けなければならない地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれらに準ずるものとする。

附 則

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行

する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「又は秘書」を削り、「秘書主査」を「秘書専門員、秘書主査」に改め、同表知事部局出先機関総合療育訓練センターの項職の欄中「総務療育部長、診療部長、課長、看護部長」を「部長、主幹、課長」に改め、同表知事部局の項中「

」を

「

」に改め、同表知事部局出先機関総合支庁の項中

「及び」を「、精神保健・感染症対策室長及び」に改め、「、事務所長」を削り、同表教育庁本庁の項職の欄中「教育長、」を削り、「総務又は」を「総務、行政管理又は」に改め、「行政給与を担当する」を削り、同表人事委員会事務局の項職の欄中「課長補佐」を「課長補佐、総務専門員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表教育庁本庁の項職の欄の改正規定（「教育長、」を削る部分に限る。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会中の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。

平成27年4月1日印刷
平成27年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056